

令和4年度 小山工業高等専門学校いじめ防止プログラム

いじめ対策委員会

◆プログラムの趣旨

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行うため、年間の学校教育活動全体（寮生活に関わる事項も含む。）を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が計画的に行われるよう本プログラムを策定し、全ての教職員の共有を図り、その未然防止の取組状況等を学生及び保護者に周知する。

◆いじめ防止プログラム

月	プログラム	月	プログラム
4月	学生及び保護者へ学校生活に関する基本ルールの周知 SNSトラブル防止に関する講習会 こころの健康調査（K6検査実施（全学生）） こころの傾向調査（クレペリン検査実施（1年生対象））	10月	学生へ学校生活に関する基本ルールの再確認 通学立哨指導 「身体と『こころ』と高専生活の健康調査」実施（全学生） 挨拶運動 保護者面談による学生の家庭での状況確認 保護者向けいじめ防止に関する講演会実施 サイバー犯罪防止講習会（後期実施予定）
5月	通学立哨指導 GW明け学生の欠席状況調査 高専生活に関するアンケート（いじめ・ハラスメント・学校生活）の実施	11月	いじめ防止週間の実施
6月	いじめ防止週間の実施 挨拶運動 保護者会の実施 いじめ把握のための保護者アンケート	12月	学生の状況等に関する情報交換
7月	学生の状況等に関する情報交換 保護者会の実施 いじめ把握のための保護者アンケート 挨拶運動	1月	いじめ防止対策に関する研修会（教職員対象） 長期休業明け学生の欠席状況調査
8月		2月	
9月	長期休業明け学生の欠席状況調査 いじめ防止講習会（学生対象）	3月	
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会を二ヶ月に一度開催する。 ・担任、学生相談室員及び寮務関係教職員等は、相互に連携を密にしながら、いじめの兆候を見逃さないようにする。 ・教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会に報告し、いじめ対策委員会は組織的にいじめの事実の有無の確認を行うとともに、本校はその結果を24時間以内に機構に報告する。 ・学生相談（学生相談室員及びカウンセラー等による相談）。 ・精神科医と教職員との相談会。 ・学生の欠席状況調査。 		